

議案第 95 号

久喜市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例

久喜市難病患者見舞金支給条例（平成22年久喜市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱（平成17年10月 1 日施行）又は埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱（平成17年 4 月 1 日施行）の」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条の規定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の 3 の規定又は埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱（平成17年10月 1 日施行）に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受給資格の認定の手続をした者に係る久喜市難病患者見舞金の支給については、同日前までに当該支給の申請をした場合には、なお従前の例による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

難病の患者に対する医療等に関する法律の制定及び児童福祉法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。